

八潮監告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和2年度定期監査（令和2年度前期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和3年1月27日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

令和3年1月25日

八潮市監査委員 原 寿 基 様
八潮市監査委員 服 部 清 二 様

八潮市長 大 山 忍

令和2年度定期監査（令和2年度前期分）の指摘事項に
ついて（通知）

令和2年12月24日付け八潮監発第118号により提出された令和2年度定期監査（令和2年度前期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 報酬・給料について

- ・勤務日数、勤務時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（保育課）
- ・年次有給休暇の差引き誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（人権・男女共同参画課）
- ・欠勤時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（保育課）
- ・雇用確認通知書の誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（保育課）

(2) 費用弁償・通勤手当について

- ・勤務日数の計算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（保育課、環境リサイクル課）
- ・交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（人権・男女共同参画課、市民協働推進課）

(3) 時間外勤務手当について

- ・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

(社会福祉課、長寿介護課、健康増進課、保育課、環境リサイクル課)

(4) 期末手当について

- ・ 期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(人権・男女共同参画課、子育て支援課、市民協働推進課、スポーツ振興課)

2 措置内容

別紙「令和2年度定期監査(令和2年度前期分)措置事項報告書」のとおり

令和2年度定期監査（令和2年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1)報酬・給料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務日数、勤務時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 ・年次有給休暇の差引き誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。 ・欠勤時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。 	<p>勤務日数、勤務時間の集計誤りについては、確認が不十分であったこと、制度に対する認識の相違があり、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和3年1月15日に精算しました。</p> <p>今後は制度に対する正しい知識を共有し、複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p> <p>会計年度任用職員年次有給休暇については、10月1日に付与する休暇を誤って事前に取得したため、給与の超過支給が生じたものです。対象職員へ説明のうえ、令和2年11月15日に戻入しました。今後は、休暇簿の記入方法についての指導を徹底するとともにチェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(人権・男女共同参画課)</p> <p>欠勤時間の集計誤りについては、確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和3年1月15日に精算しました。</p>

<p>・雇用確認通知書の誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>(2)費用弁償・通勤手当について</p> <p>・勤務日数の計算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>今後は複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。 (保育課)</p> <p>雇用確認通知の誤りについては、確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和3年1月15日に精算しました。 今後は複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。 (保育課)</p> <p>勤務日数の計算誤りについては、確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和3年1月15日に精算しました。 今後は複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。 (保育課)</p> <p>8月、9月に各1日リフレッシュ休暇を取得した分の費用弁償を支給していましたが、対象職員へ説明のうえ、令和2年11月分で精算しました。 今後は、出勤簿の確認を徹底するとともにチェック体制の強化に努めてまいります。(環境リサイクル課)</p>
--	--

・交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。

会計年度任用職員の費用弁償については、バ斯特割引の算定で誤りが生じたものです。今後は、伝票提出段階でのチェックを強化してまいります。なお、関係課と調整のうえ速やかに追給いたします。

(人権・男女共同参画課)

会計年度任用職員の9月分費用弁償の算定において、ICカードバス利用特典サービス割引率を誤ったため、過払いが生じたものです。

過払い分については、割引率等を再度確認し対象職員へ説明のうえ、12月分で調整を行いました。

今後は、出勤簿や割引率等の確認を複数の職員で行い、再発防止に努めます。

(市民協働推進課)

(3) 時間外勤務手当について

・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

会計年度任用職員時間外勤務手当について、申請誤りのため過支給が生じました。対象職員へ説明のうえ、令和2年11月に生じた時間外勤務申請分から過支給分を精算しました。

今後は、出勤簿の記入方法について指導を徹底するとともに、複数の職員で確認する等チェック体制の強化に努めてまいります。

(社会福祉課)

令和2年4月分の会計年度任用職員の報告データ入力の際、「振替時間数」について「振替が週外になった場合の時間数」を入力すべきところ、「週内に振替えた時間数」を記入したため、支給額の過払いが生じました。

時間外勤務の過払い分については、対象職員へ説明のうえ、令和2年11月13日の報酬支払い分で精算処理を行いました。

報告データの入力にあたっては、会計年度任用職員出勤簿、年次有給休暇簿、時間外勤務命令簿、週休日の振替簿兼休日の代休日の指定簿を確認して入力していますが、さらに複数の職員で確認することで、再発防止に努めます。（長寿介護課）

週31時間勤務であった会計年度任用職員に対し、週休日の振替について、1週間38時間45分を超えない場合は時間外勤務手当の対象とならないことを認識していなかったため、9月分が過払いとなってしまいました。対象職員に説明の上、11月分の給与で精算しました。

今後は、一般職の常勤職員の例に準じて確認し、チェック体制の強化に努めてまいります。

（健康増進課）

<p>(4) 期末手当について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。 	<p>時間外勤務時間の集計誤りについては、確認が不十分であったこと、制度に対する認識の相違があり、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和3年1月15日に精算しました。</p> <p>今後は制度に対する正しい知識を共有し、複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p> <p>会計年度任用職員勤務実績報告において、担当者が対象職員の日曜日出勤分の報告を記載しなかったことにより、集計誤りと支給額誤りが発生しました。</p> <p>同様の事例がないか確認の上、対象職員へ説明し、未集計分を令和2年12月報告分に計上、令和3年1月15日に支給しました。</p> <p>今後は、報告内容について担当職員への指導を徹底するとともに、チェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(環境リサイクル課)</p> <p>会計年度任用職員の期末手当については、期末手当算定に係る欠勤の取扱いに誤りが生じたため、支給額を誤ったものです。このため、対象職員へ説明のうえ、12月の期末手当</p>
--	---

に合わせて精算しました。今後は、欠勤の取扱いに誤りがないよう注意し、チェック体制に努めます。

(人権・男女共同参画課)

会計年度任用職員の期末手当について、出勤簿の勤務時間の集計欄に有給休暇を取得した時間数を含めずに記載していたため、集計を誤り支給漏れが生じました。対象職員へ説明のうえ、令和2年11月20日に不足額を支給しました。

今後は、出勤簿の記入方法について指導を徹底するとともにチェック体制の強化に努めてまいります。

(子育て支援課)

会計年度任用職員の年次有給休暇の単位時間を1日7時間とするところ、7.5時間として算定したため、期末手当に過払いが生じたものです。

過払い分については、出勤簿、有給休暇簿等を再度確認し対象職員へ説明のうえ、12月の期末手当で調整を行いました。

今後は、単位時間などの基本的な情報を職員間で共有するとともに、報酬及び期末手当の算定の際には、出勤簿、年次有給休暇簿等の確認を複数の職員で行うなど再発防止に努めます。

(市民協働推進課)

期末手当基礎額の算定に用いる勤務時間の集計については、総務人事課に確認を取りながら行いました。

しかし、その集計に誤りがあったため、期末手当基礎額の算定及び、支給額誤りとなりました。

支給額の誤りについては、対象職員へ説明し、12月分の期末手当支給時に差額分と遅延利息分を合わせて支給しました。

今後は、正しい算定方法について周知・確認するとともに、複数でのチェック体制の強化に努めてまいります。

(スポーツ振興課)

八潮教総収第621号
令和3年1月21日

八潮市監査委員 原 寿基 様
八潮市監査委員 服部 清二 様

八潮市教育委員会
教育長 石 黒 貢

令和2年度定期監査（令和2年度前期分）の指摘事項について
（通知）

令和2年12月25日付け八潮監発第118号により提出された令和2年度定期監査の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

会計年度任用職員関係

勤務日数、勤務時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（指導課）

勤務日数の計算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（社会教育課、指導課）

交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（指導課）

期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（文化財保護課、指導課）

2 措置内容

別紙「令和2年度定期監査（令和2年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和2年度定期監査措置事項報告書【令和2年度前期分】

指摘事項	措置状況
<p>(1) 報酬・給料について 勤務日数、勤務時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 (指導課)</p>	<p>会計年度任用職員1名の令和2年6月分の報酬について、勤務時間の計算誤りにより、未払いが生じました。 本人に誤りを伝えるとともに、次月の支払時に未払い分を支給します。 指摘内容については、課内全職員で共有し、再発防止に努めます。 (指導課)</p>
<p>(2) 費用弁償・通勤手当について 勤務日数の計算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。 (社会教育課、指導課)</p>	<p>会計年度任用職員1名の令和2年5月分の費用弁償(交通費の支給)について、日数の計算誤りにより、過払いが生じました。 本人に誤りを伝えるとともに、11月分の支給額から差額を減額させていただき、調整を行いました。 今後は十分な確認を行い、再発防止に努めます。(社会教育課)</p>
<p>交通費の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 (指導課)</p>	<p>会計年度任用職員1名の令和2年6月分の費用弁償について、勤務日数の計算誤りにより、未払いが生じました。 本人に誤りを伝えるとともに、次月の支払時に未払い分を支給します。 指摘内容については、課内全職員で共有し、再発防止に努めます。 (指導課)</p> <p>会計年度任用職員1名の令和2年9月出勤分の費用弁償(バス運賃)について、ICカードを利用したバス特</p>

<p>(4) 期末手当について</p> <p>期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>(文化財保護課、指導課)</p>	<p>サービスのチケット付与による計算誤りにより、過払いが生じました。</p> <p>再度、総務人事課に計算方法を確認し、次月の支払い時に相殺するなど、適切に処理します。</p> <p>指摘内容については、課内全職員で共有し、再発防止に努めます。</p> <p>(指導課)</p> <p>期末手当額算定のための勤務日数に欠勤日数は含まれないと誤解したことにより、支給額に誤りが生じました。</p> <p>手当未払金については、当該職員の12月分期末手当支給額に加算することで処理します。</p> <p>指摘内容の共有及び関係例規の再確認を全職員で行い、再発防止に努めます。(文化財保護課)</p> <p>会計年度任用職員2名の期末手当について、1名は、上記(1)の指摘事項の報酬額の誤りにより、期末手当支給額についても未払いが生じました。もう1名は、欠勤時数を含めなかったことにより支給額が誤り、過払いが生じました。</p> <p>本人に誤りを伝えるとともに、次月の支払時に未払い分を支給し、過払い分については、本人から徴収し、戻入処理を行います。</p> <p>指摘内容については、課内全職員で共有し、再発防止に努めます。</p> <p>(指導課)</p>
---	---